

# 会費納入のお願い

## 令和6年度 継続会員の方

### 口座振替で支払の会員

令和6年2月27日（火）に登録口座から振替されます。

令和6年度の年会費は、日臨技会費10,000円（不課税）及び入会されている都道府県技師会会費の合算された額となります。前日までに登録口座の残高をご確認いただき、ご準備ください。

#### ◎口座変更をご希望の方

令和6年1月10日以降に到着した「口座振替依頼書」については、翌年度（令和7年度）からの登録口座変更となります。令和6年度会費は現在の登録口座から振替されます。

### 振替口座未登録（※注）の会員

払込票（コンビニ及び郵便局払い）を令和6年2月中旬から下旬に自宅住所宛で送付します。

払込票発行手数料314円を加算してご請求いたします。

令和6年3月31日までに会費の支払いをお願いします。入金の確認が取れない場合、4月初旬に書面にて督促いたします。一定期間が経過しますと自動退会となりますので、ご注意ください。

#### ◎転居されている方

令和6年1月31日までに必ず住所の変更をお願いします。ご住所の変更方法は、次ページの「会員異動の手続き」をご確認ください。

**※注** 令和5年度に新たに入会（再入会）された会員で手続き後に「入会申込書・口座振替依頼書」を当会事務局へ郵送されていない方、及び「口座振替依頼書」不備のお知らせをしましたが再提出いただけていない方は、「口座振替未登録」となっています。

**継続する会員の年会費の納付は、令和6年3月31日までです。**

詳細は当会ホームページ（[www.jamt.or.jp/information/official/shinsei/taikai.html](http://www.jamt.or.jp/information/official/shinsei/taikai.html)）をご参照ください。

また、お近くに未入会の方がいらっしゃいましたら、当会活動の活性化のためにも一人でも多くの技師の方が入会されるよう「新・再入会希望の皆様へ」のページの内容をお勧めくださるようお願いいたします。

### 令和5年度で退会される方（令和6年度会員の継続をされない方）

1月31日までに退会手続きを行った場合（手書きの「退会届」は1月31日必着）

→ 令和6年2月27日の令和6年度会費の口座振替は停止されます。

2月1日以降に退会手続きを行った場合（手書きの「退会届」は3月31日必着）

→ 令和6年2月27日（振替えられない場合は3月27日に再振替）に令和6年度会費が口座振替されます。年会費は返金対象となりますので返金手続きを行ってください。

返金手続き方法の詳細は当会ホームページの令和6年度会費についてをご覧ください。

**※ 令和6年3月31日までに退会手続きが完了していない場合には、返金できませんのでご注意ください。**

# 会員情報の変更

## 会員異動の手続き（会員情報、振替口座の変更）

**会員専用ページより、ご自身の情報を管理することができます。**

自宅の住所、勤務先が変わられた際は速やかに情報変更をお願いします。

会員専用ページにログインできない方：当会ホームページより「会員異動届」をダウンロードし、所定の事項を記入の上、事務局へご郵送ください。

※ログイン画面の「パスワードを忘れた方」からパスワードを再発行できますが、メールアドレスが登録の会員情報と一致しない場合はご自宅に郵送となりますので、事前に住所変更が必要です。

年会費の振替口座を変更される方：「口座振替依頼書」をダウンロードしご記入押印の上、「会員異動届」とともに事務局へご郵送ください。**振替口座の変更は会員専用ページではできません。**

※当会からお送りする「医学検査」、「定時総会の議決権行使書」等が滞りなくお届けできるよう、住所など会員情報に変更がありましたら、変更の手続きをお願いします。

## 施設情報登録・変更の手続き

「施設登録用紙」をダウンロードし、所定の事項を記入の上、事務局へご郵送ください。

勤務先として新規登録施設を登録される場合は、「施設登録用紙」と「会員異動届」をセットでご郵送ください（施設登録は会員専用ページからは行えません）。

※施設情報は、精度管理調査のご案内等に使用されます。

# 退会の手続き

会員専用ページから退会手続きを行い、「退会届」をダウンロードし、会員証を貼付して事務局に郵送してください。

会員専用ページから退会手続きができない方は、「退会届（手書き）」をダウンロードして必要事項を記入・会員証を貼付して、事務局までご郵送ください。この場合、都道府県技師会の同時退会はできません。別途、在籍の都道府県技師会へご連絡ください。

※本年度の退会手続きの期限は令和6年3月31日です。「退会届（手書き）」は令和6年3月31日までに必着です。

# 会員証の再発行

当会ホームページより「会員証再発行申請書」を印刷し、再発行手数料500円分の切手を同封の上、事務局までご郵送ください。手続き方法は「会員証再発行申請書」をご確認ください。

※氏名変更で、現在の会員証貼付ありの場合に限り再発行手数料が不要となります。

各種届出用紙のダウンロードはトップページのアイコンから



会員異動届  
口座振替依頼書  
施設登録用紙  
会員証再発行申請書

退会届（手書き）  
令和5年度会費返金願